

令和 2 年 11 月 臨時会 (11 月 30 日 開 会 ・ 閉 会)

池 田 町 議 会 会 議 録

令和2年11月池田町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
○応招・不応招議員.....	2

第 1 号（11月30日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
○事務局職員出席者.....	4
○開会及び開議の宣告.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	5
○町長あいさつ.....	6
○議案第51号、議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
○町長あいさつ.....	9
○閉会の宣告.....	10
○署名議員.....	11

池田町告示第 1 0 6 号

令和 2 年 1 1 月池田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

池田町長 齋 聖 章

記

1.期 日 令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月) 午後 2 時

2.場 所 池田町役場議場

3.付議事件 1) 池田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2) 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 応招・不応招議員

応招議員（１２名）

１番	松野亮子君	２番	大厩美秋君
３番	中山眞君	４番	横澤はま君
５番	矢口稔君	６番	矢口新平君
７番	大出美晴君	８番	和澤忠志君
９番	薄井孝彦君	１０番	服部久子君
１１番	那須博天君	１２番	倉科栄司君

不応招議員（なし）

令和 2 年 11 月 臨時町議会

(第 1 号)

令和2年11月池田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月30日(月曜日)午後2時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第51号 池田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

日程第 5 議案第52号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一括上程、説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	松 野 亮 子 君	2番	大 厩 美 秋 君
3番	中 山 眞 君	4番	横 澤 は ま 君
5番	矢 口 稔 君	6番	矢 口 新 平 君
7番	大 出 美 晴 君	8番	和 澤 忠 志 君
9番	薄 井 孝 彦 君	10番	服 部 久 子 君
11番	那 須 博 天 君	12番	倉 科 栄 司 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	塩 川 利 夫 君

企画政策課長	大 澤 孔 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 光 一 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午後 2 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○議長（倉科栄司君） 皆さん、こんにちは。

令和 2 年11月池田町議会臨時会が招集されました。

御多忙の折、御参集いただき大変御苦労さまでございます。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年11月池田町議会臨時会を開会といたします。

なお、吉澤代表監査委員、所用のため欠席との届出がありました。

会議に入る前にお諮りいたします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において議事録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（倉科栄司君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6 番、矢口新平議員、7 番、大出美晴議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（倉科栄司君） 日程 2、会期の決定を議題とします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってございます。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議会運営委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

- 議会運営委員長（那須博天君） こんにちは。

議会運営委員会の報告を行います。

先ほど議会運営委員会を開催し、令和2年11月池田町議会臨時会の会期は、本日11月30日の1日と決定をいたしました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりで進めさせていただきます。

以上、よろしくお願いをいたします。

- 議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本臨時会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程案のとおりと決定をいたしました。

町長あいさつ

- 議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 皆さん、こんにちは。

11月池田町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

北アルプスの峰々も白く雪化粧し、朝晩は大変寒さを感じる今日この頃であります。議員各位におかれましては、御健勝で御活躍のこととお喜び申し上げます。

本日、ここに臨時議会をお願いいたしましたところ、議員各位には時節柄、何かとお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

過日は、財政状況についての住民説明会を開催いたしましたところ、大勢の皆さんに御参加をいただき、多くの御意見をいただきました。

改めて、現状に対してその責任を痛感したところであります。いただきました御意見を真摯に受け止め、財政状況改善に向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。議会の皆様にも何とぞ御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたします案件は2件でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、ごあいさついたします。

議案第51号、議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 日程4、議案第51号 池田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） それでは、議案第51号及び議案第52号の提案理由の説明を一括申し上げます。

初めに、議案第51号 池田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年10月7日に人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員給与の改定を行うものであります。期末手当を0.05月引き下げるものです。

適用は、令和2年12月1日で12月支給分に0.05月を引き下げ、1.25月の支給といたします。令和3年4月1日からは6月期、12月期にそれぞれ0.025月引き下げ、1.275月に変更するものであります。

なお、再任用職員、会計年度任用職員、任期付職員については、一般職員の支給月数を改

正するため同様に読替えを行います。

次に、議案第52号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

このたびの改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、常勤の特別職及び議会議員に支給する期末手当の引下げを行うものであります。期末手当の12月支給分については、0.05月引き下げ、1.65月を支給するものです。

なお、適用は令和2年12月1日からとするものです。令和3年4月1日適用については0.05月引下げを0.025月ずつ配分し6月期及び12月期にそれぞれ1.675月に変更するものであります。

以上、議案第51号及び第52号について提案理由の説明を申し上げました。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第51号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、矢口 稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 1点お聞かせください。

2つの議案にまたがるものですが、今、町長のあいさつの中にもありましたとおり、財政が非常に逼迫している状況でございます。その中で、この給与の関係の報酬の引下げということで、どの程度、財政面においてマイナスになるのか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

○副町長（小田切 隆君） 今回の期末手当引下げによりまして、年間大体160万円か170万円くらいの減額ということになります。

○議長（倉科栄司君） ほかに、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第51号を挙手により採決いたします。

この議案を原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第52号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

町長あいさつ

○議長（倉科栄司君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

甕町長。

○町長（甕 聖章君） 11月池田町議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、提案申し上げました議案2件につきまして、御決定を賜り大変ありがとうございました。

現在、全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が過去最多を更新し、第3波への突入が現実的となっております。町民の皆様には、感染防止対策と社会経済活動の両立の取組をお願い申し上げます。

12月議会定例会を前にいたしまして、これから寒さを迎えますので、議員各位におかれましては、健康に充分御留意されますようお願いし、御礼のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和2年11月池田町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月30日

議 長 倉 科 栄 司

署 名 議 員 矢 口 新 平

署 名 議 員 大 出 美 晴